

**「調査用自動車(コンパクトカー・ライトバン)の賃貸借及び保守」の  
契約書変更、補足説明と直近類似案件の質問回答**

中国四国農政局会計課

契約書の内容変更について

変更の概要(令和8年度)
令和7年度契約の「調査用自動車(乗用・バン)の賃貸借及び保守」で使用した契約書の内容について、今回、新しいものとなっています。第7条関連(契約不適合責任)、第25条関連(発注者の任意解除権)、第33条関連(納入遅延に対する措置)を追記し、従前にあった第22条(受注者の催告による解除権)、第22条の2(受注者の催告によらない解除権)、第22条の3(受注者の責めに帰すべき事由による場合)を今回第26条関連(受注者の解除権)として変更。その他、条項の順番を見直し併せて内容も若干修正しています。詳細は別添の契約書(案)にてご確認ください。

仕様書の内容変更箇所について

仕様書の11. 整備工場(1)
「概ね半径10km以内」を「概ね半径20km以内」に変更

**補足説明**

1	仕様書 クロスコンプライアンスについて 補足: 令和4年に「みどりの食料システム法」が制定されました。みどりの食料システムの実現には、法に基づく基本方針に沿って、すべての関係者が調達から生産、加工・流通の各段階で“環境負荷の低減に取り組む”ことが重要とされたところです。 詳細は農林水産省HPにて「みどりの食料システム」などで検索していただき、ご理解のほどお願いいたします。
---	--

**直近類似案件の質問回答**

※ 以下にある契約書・仕様書は直近類似案件時のものであり、本案件の契約書・仕様書と同じものでないことにご留意願います。ですが、本案件の契約書・仕様書は直近類似案件時のものと基本的な考え方は同様ですので参考にしてください。

1	契約書(案)の文言訂正及び追加することは可能ですか。	契約書(案)について、重大な錯誤等が認められない限り、訂正追加することはありません。
2	契約書(案)の訂正が不可の場合、別途覚書を締結することは可能ですか。	契約書及び仕様書に定めのない事項がある場合は、発注者と受注者の協議により決定することとなり、覚書を締結することは想定していません。
3	以下の1から3の場合、規定損害金を請求できますか。 契約書案第12条が適用されますか。 1: 予算廃止・減額による解約の場合 2: リース車両滅失の場合 (滅失の理由を問わない) 3: ユーザー都合による解約の場合	1: 予算廃止・減額による解約の場合については、予算成立が契約締結の前提条件であり、契約締結後に予算廃止や減額されることがない。 2: リース車両滅失の場合については、仕様書の15.その他(1)の場合を除き、契約書第12条第2項及び第3項適用となる。 ※今回は契約書第20条関連を適用。 3: ユーザー都合による解約の場合については、契約書第20条第2項に該当する場合は発注者受注者協議して定めることとなります。 ※今回は契約書第25条第2項を適用。
4	規定損害金はリース会社が提示する金額と第12条で算出された金額が相違した場合は協議可能ですか。	契約書第12条で算出された金額において、同条第2項ただし書き部分については協議可能です。 ※今回は契約書第20条第3項に基づき、受注者が算出した金額を発注者が承認することとなります。

5	リース車両滅失時、代替車両の提供義務がありますか。	提供義務は負いません。
6	車両登録日＝リース開始日となりますが、納入車までに10日程度頂くことは可能ですか。	仕様書の5.納車期限のとおり。
7	夏冬タイヤ交換時のタイヤ保管については記載がありませんが、ユーザー保管でよろしいですか。	発注者保管は可能です。
8	広島県拠点、愛媛県拠点は整備工場が2か所に分かれますがよろしいでしょうか。	契約書及び仕様書の内容を満たしていれば問題ありません。
9	<p>入札証明書を提出する際に、以下の書類以外に必要なものはありますか。以下入札説明書より抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記3の(3)に示す令和4・5・6年度資格審査決定通知書(全省庁統一資格)写し</li> <li>・令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)申請における資格審査申請確認メールの写し(インターネットによる資格申請の場合)又は受付票の写し(紙面による資格申請の場合)</li> <li>・機能証明書(その1、その2、その3、その4)(別紙様式第7号)</li> <li>・自動車整備事業場一覧表(別紙様式第8号)</li> </ul>	<p>入札説明書4の(3)①のとおりですが、別紙様式第6号「証明書類の提出について」の書類に左記に示された書類を添付して提出することとなります。</p> <p>※今回は左記に示した書類と(基本的な内容は同じですが)多少異なります。詳細は本案件の入札説明書の入札書の提出場所等にて確認ください。</p>